

鳴門教育大学附属学校学校評議員規程

平成16年 4月 1日

規程第 83 号

改正 平成20年3月17日規程第37号
平成21年3月31日規程第51号
平成22年3月24日規程第61号
平成23年3月31日規程第30号
平成23年9月15日規程第48号
平成26年3月24日規程第36号
平成28年8月 1日規程第47号
平成29年3月 8日規程第14号
平成31年3月13日規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学附属幼稚園園則（平成16年校則第4号）第7条第2項、鳴門教育大学附属小学校校則（平成16年校則第1号）第7条第2項、鳴門教育大学附属中学校校則（平成16年校則第2号）第7条第2項及び鳴門教育大学附属特別支援学校校則（平成16年校則第3号）第9条第2項の規定に基づき、鳴門教育大学の各附属学校（以下「附属学校」という。）にそれぞれ置く学校評議員に関し、必要な事項を定める。

(学校評議員)

第2条 学校評議員は、鳴門教育大学の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、附属学校の校長（幼稚園にあっては、園長とする。以下「校長」という。）の推薦により、学長が委嘱する。

- 2 学校評議員の人数は、附属学校ごとに3人以内とする。
- 3 学校評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は、2年とし、引き続き4年を超えることはできない。
- 4 学校評議員に欠員が生じ後任者を補充する場合、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 学校評議員は、非常勤とする。

(職務)

第3条 学校評議員は、校長の求めに応じ、当該附属学校の運営に係る次の各号に掲げる事項に関し意見を述べるものとする。

- (1) 附属学校の教育目標及び計画に関する事項
- (2) 教育活動の実施に関する事項
- (3) 附属学校と地域の連携の進め方に関する事項
- (4) その他附属学校の運営に関する重要な事項

(会議)

第4条 校長は、必要に応じて学校評議員による会議を開催し、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 学校評議員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第6条 学校評議員に関する事務は、総務部附属学校課において処理する。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。